平成２１年（フ）第４７号
和歌山県御坊市薗763番地３、前住所和歌山県御坊市薗765番地３
債務者　白綛香保利（旧姓中尾）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第４８号
和歌山県日高郡美浜町大字三尾242番地の４
債務者　雜賀　年雄
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第２１７５号
広島県安芸郡府中町浜田本町５番22―102号
債務者　瀬戸川　忍（旧姓山廣）
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦2607番地２
債務者　矢冨　恭子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
沖縄県糸満市字糸満1539番地の15　ＢＥＳＴマンション301号
債務者　稲福　　聡
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３４８号
北海道苫小牧市泉町１丁目４番７号
債務者　西舘　　守
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３５６号
北海道苫小牧市船見町２丁目１番26号
債務者　鈴木　善博
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２８３号
千葉市花見川区花見川２番26棟302号
債務者　國久　　健
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２１号
千葉県八千代市八千代台北10丁目21番５号　松岡荘１号
債務者　野澤　百代（旧姓吹越）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４３号
千葉県船橋市市場３丁目15番15号　ハイツ伊藤203号
債務者　大滝　　勝
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４４号
千葉県船橋市市場３丁目15番15号　ハイツ伊藤203号
債務者　大滝　直江
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３７８号
千葉県市川市大野町３丁目1750番地１　メゾン光大野203号
債務者　野瀬小夜子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９１号
千葉県船橋市行田２丁目２番３棟705号
債務者　宮澤　敏雄
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９５号
千葉市若葉区千城台南２丁目４番３棟402号
債務者　羽根　康文
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９８号
千葉市緑区土気町1417番地127
債務者　佐々木敏純
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市習志野台４丁目75番11―311号
債務者　川田　梨加
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１３号
千葉市中央区今井町1359番地８　エムハイツ202号
債務者　岩井　洋二
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４１４号
千葉県市原市海士有木684番地１
債務者　榎本　邦枝（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係